

函館市監査公表第13号

函館市教育委員会教育長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月25日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 教 管

令和4年(2022年)8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <span style="border: 1px solid black;">その他（行政監査）</span>		
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, <span style="border: 1px solid black;">意見</span>			
ア 受払いの管理について (ア) 払出し時の確認について 郵便切手等の払出し時の確認について、郵便切手等の払出し時の受払簿への記録や確認に係る事務において、当該使用者が一人で受払簿への記録や確認を行っている状況が見受けられた。 当該事務に当たっては、事務的ミスや紛失、盗難・不正使用等を未然に防ぎ、その発生を最小限に抑えるためにも、当該使用者とは別の職員が確認を行う事務処理に改められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
該当課等において、郵便切手等の払出し時の確認を使用者とは別の職員が行うよう事務処理を改めております。			

函 教 管  
令和4年(2022年)8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会  
教育長 辻 俊 行

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <span style="border: 1px solid black;">その他（行政監査）</span>		
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, <span style="border: 1px solid black;">意見</span>			
ア 受払いの管理について (ウ) 保管場所について 郵便切手等の保管場所について、執務時間外に施錠できない場所で保管していた。 郵便切手等の保管については、盗難・不正使用等を未然に防ぐためにも、現金同様に施錠可能な場所での保管および鍵の持出しについて厳重に管理するよう改められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
該当課等において、執務時間外に施錠可能な場所で保管するとともに、鍵の持出しを容易に持ち出すことができないよう管理方法を改めております。			

函 教 管

令和4年(2022年)8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <span style="border: 1px solid black;">その他（行政監査）</span>		
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, <span style="border: 1px solid black;">意見</span>			
イ 郵便切手の使用について (イ) 後納郵便等の利用について 郵便切手の使用について、文書取扱規則第27条には、郵便切手を使用しない後納郵便等による発送の原則が規定されているが、文書取扱規則の認識不足、郵便切手の貼付による発送が常態化していることなどにより、後納郵便等を利用していない状況が見受けられた。 郵便切手の使用については、資金前渡の現金による購入や郵便切手を安全に保管しなければならないリスク、受払簿への記録、郵便切手の封筒への貼付などに要する業務量等を比較し、後納郵便等の積極的な活用に改められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
該当課等のうち一部の課等において後納郵便による発送に改めております。 残りの課等については本庁舎外の施設であることから、郵便物の内容、数量および発送頻度、施設の位置および業務量等を勘案しながら、施設ごとに後納郵便の活用を含めた適切な文書の発送方法を検討してまいりたい。			

函 教 管

令和4年(2022年)8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <span style="border: 1px solid black;">その他（ 行政監査 ）</span>		
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, <span style="border: 1px solid black;">意見</span>			
イ 郵便切手の使用について （ウ）料金受取人払制度の利用について 郵便切手の使用について、郵便切手を返信用として使用している業務において、回収率の低い状況が一部の課等に見受けられた。 郵便切手の返信用での使用については、料金受取人払制度を活用するなど、発送方法を検討されたい。			
措置内容, 対応・考え方			
郵便切手を返信用として使用していた該当課の業務については、料金受取人払制度を活用し、郵便切手の返信用での使用を取りやめております。			

函 教 管

令和4年(2022年)8月3日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <span style="border: 1px solid black;">その他（行政監査）</span>		
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項， <span style="border: 1px solid black;">意見</span>			
イ 郵便切手の使用について （イ）郵便切手の調達について 郵便切手の調達について，基本的に調達した分は，調達した年度内に使用されるべきであるが，年度末（3月中）に調達が集中し，予算執行上好ましくない状況が見受けられた。 調達に当たっては，年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ，計画的に調達し，繰越し分の縮減に努めるとともに，適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。			
措置内容，対応・考え方			
該当課等において，年度中の必要数量や使用時期に応じて計画的に調達し，翌年度への繰越が多く生じないよう事務を改善してまいりたい。			